

令和５年度決算に基づく銚子市健全化判断比率 及び公営企業資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市は毎年度「健全化判断比率」及び公営企業の「資金不足比率」を監査委員の審査に付したうえで、市議会に報告するとともに、市民の皆さまへ公表することが義務付けられています。

健全化判断比率のいずれかが国の定める「早期健全化基準」以上となる場合には「財政健全化計画」の策定、さらに「財政再生基準」以上となる場合には「財政再生計画」を策定するなどして、財政の健全化を図ることとなります。

また、公営企業については、資金不足比率が「経営健全化基準」以上となる場合には、「経営健全化計画」を策定するなどして、経営改善を図ることとなります。

- 令和５年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準及び財政再生基準を下回りましたが、非常に高い値となっています。

指 標	銚 子 市	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	(該当なし)	12.78%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	(該当なし)	17.78%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	13.4%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	65.1%	350.0%	

- 令和５年度決算に基づき公営企業「資金不足比率」を算定したところ、資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。なお、本市において対象となる会計及び経営健全化基準は、下表のとおりです。

会 計 名	銚 子 市	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	(該当なし)	20.0%
病 院 事 業 会 計	(該当なし)	
下 水 道 事 業 会 計	(該当なし)	

- 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して９月定例市議会に報告済みです。

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率 【令和5年度 該当なし (令和4年度 該当なし)】

一般会計の赤字の程度を指標化して、財政運営の深刻度を示すものです。

具体的には、一般会計の実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体が、標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率 【令和5年度 該当なし (令和4年度 該当なし)】

市のすべての会計の赤字や黒字を合算して赤字の程度を指標化して、市全体の運営の深刻度を示すものです。

具体的には、一般会計及び特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足（剰余）額のすべてを合算して算出した赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率 【令和5年度 13.4% (令和4年度 12.2%)】

一般会計における地方債の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化して、資金繰りの危険度を示すものです。

具体的には、一般会計の地方債の元利償還金や公営企業の地方債の元利償還金に対する繰入額、一部事務組合の地方債の元利償還に対する負担金などの実質的な公債費に費やした一般財源の標準財政規模に対する割合を3か年平均した比率です。早期健全化基準は25.0%ですが、18.0%以上になった場合には、地方債の発行にあたっては、「公債費負担適正化計画」を作成するとともに、県知事の許可が必要となります。

(4) 将来負担比率 【令和5年度 65.1% (令和4年度 67.8%)】

一般会計の地方債や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点における残高の程度を指標化して、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

具体的には、一般会計における地方債残高、公営企業会計の地方債残高に係る一般会計からの繰入見込額、一部事務組合の地方債残高に係る負担見込額、退職手当組合に対する負担見込額、第三セクターの負債に係る負担見込額などを合算した額の標準財政規模に対する比率です。

2 公営企業資金不足比率について

【令和5年度 該当なし (令和4年度 該当なし)】

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

本市の令和5年度決算においては、資金不足額を生じた公営企業はなかったため、該当はありません。